

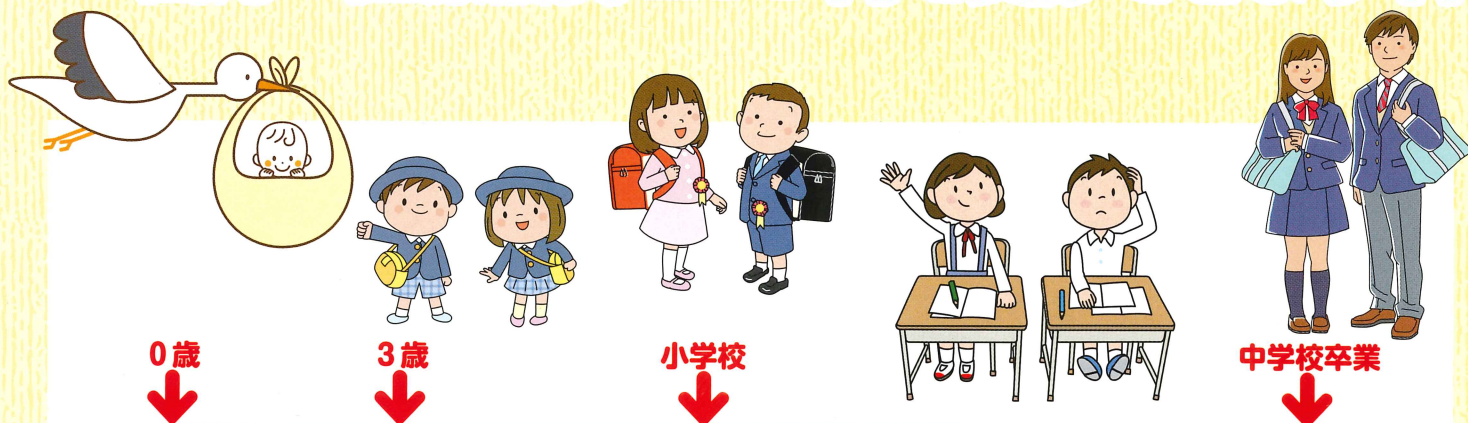


拡充します!!

令和元年
9月から

亀岡市こども医療費助成制度

すべてのこども医療費受給者が 1箇月1医療機関 200円で受診できます!!



0歳

3歳

小学校

中学校卒業

入院

1箇月1医療機関 200円

通院

1箇月1医療機関 200円

令和元年9月診療分から
すべての受給者に拡充

1箇月1医療機関 200円

※3歳から中学校卒業までの1箇月の自己負担額上限は、1,500円です。複数医療機関を受診し、1箇月の医療費の自己負担額を合算して1,500円を超えた場合は、子育て支援課の窓口で申請することにより、その超えた額を償還払いにより助成します。

- 3歳から中学校卒業までの通院にかかる受給者証の色は、クリーム色に変わります。
- 入院及び0歳～2歳までの通院にかかる受給者証は変わりません。白色の受給者証をそのままご使用ください。

※元号が改められたことにより、有効期間などに「平成」とあるものは、「令和」の応当日に読み替えてください。なお、「平成」により表記した期日などについて、法律上の効果が変わることはありません。

問合せ先

亀岡市 こども未来部 子育て支援課 (亀岡市保健センター内)

TEL : 0771-25-5027

FAX : 0771-25-5128